

令和 5 年度

杉並区職員（社会教育・I 類） 採用選考実施要綱

令和 5 年 6 月 15 日

杉 並 区

この採用選考は、杉並区に勤務する職員（社会教育・I 類）の採用予定者を決定するために実施するものです。

採用区分、職種、勤務予定先、採用予定数

採用区分	職種	勤務予定先	採用予定数
I 類	社会教育	本庁舎・社会教育センター 等	若干名

受験資格

国籍を問わず、次の①～③の要件にすべて該当する方が受験できます。

① 年齢

平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた方

② 資格（次のいずれかに該当する方）

・大学を卒業し、かつ、大学において社会教育法第 9 条の 4 第 3 号に定める社会教育に関する科目の単位を修得した方

・大学を卒業し、社会教育法第 9 条の 5 に定める講習を修了した方

ただし、体育を専門とする大学卒業者にあっては講習受講見込の方を含む

※令和 6 年 3 月 31 日までに大学を卒業見込みの方も含む

③ 次のいずれにも該当しない方

ア 地方公務員法第 16 条で選考を受けることができない者のいずれかに該当する方（下記参照）

＜参考＞地方公務員法第 16 条各号は次のとおりです。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

イ 現に杉並区の常勤職員である方

- * 日本国籍を有しない方も受験できます。受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

採用予定日

令和6年4月1日以降

選考方法及び日程

① 第1次選考

選 考 日	令和5年8月27日（日）
選考会場	杉並区役所 集合時間及び会場等の詳細は、申込みの後郵送する受験票でお知らせします。
選考方法	論文（課題式90分、1,000～1,500字程度）
合格発表	令和5年9月中旬（予定） 可否にかかわらず、受験者全員に通知します。

② 第2次選考

選 考 日 及び 選考会場	令和5年10月上旬予定 第1次選考合格通知とあわせてお知らせします。
選考方法	個別面接
合格発表	令和5年10月中旬以降 可否にかかわらず、第2次選考受験者全員に通知します。

※ 申込者数によっては、第1次選考日（論文）に第2次選考（面接）をあわせて実施する場合があります。その場合は、第1次選考の受験票送付時にお知らせします。

申込方法

次の（１）～（３）の書類を用意の上、下記郵送先・申込場所へ提出してください。（原則郵送）

- （１）採用選考申込書
- （２）受験票送付用封筒（長形３号サイズ 84 円切手貼付、送付先住所・氏名を記載のもの）
- （３）「受験資格②」に該当することが分かる書類

例：単位修得証明書、成績証明書、（社会教育主事講習）修了証書 等

	申 込 期 間	郵送先及び申込場所
郵送	令和５年６月１５日（木）から 令和５年７月１４日（金）まで（必着）	〒166-8570 杉並区阿佐谷南 １－１５－１
持参	令和５年６月１５日（木）から令和５年７月１４日（金）まで （受付は土・日・祝日を除く午前８時３０分から午後５時まで）	杉並区役所 東棟５階 総務部人事課人事係

- ※ 申込書は、郵送・持参ともに、折らないでください。
- ※ 郵送で申し込む場合は、封筒の表に「社会教育採用選考申込書 在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
- ※ 申込書は杉並区のホームページからダウンロードすることもできます。この場合はプリンターでA4サイズの白紙に印刷して使用してください。（感熱紙や着色された紙は使用しないでください）
- ※ 申込締切後、受験票を郵送します。８月１２日（土）までに届かない場合は、８月１４日（月）及び１５日（火）の午前８時３０分から午後５時の間にこの要綱の最終ページに記載されている問い合わせ先へ連絡してください。

申込書記入上の注意

- ◆ 黒又は青のボールペンで、記入もれや間違いのないよう記入してください。
 - ◆ ※欄には記入しないでください。
 - ◆ 現住所の欄
電話番号は必ず記入してください。また、携帯電話等をお持ちの方は、その番号・メールアドレスも記入してください。
 - ◆ 郵送先の欄
受験票や結果通知等の連絡先を、現住所以外へ希望する方のみ記入してください。
 - ◆ 学歴の欄
義務教育終了後の学歴を記入してください。在学中のもの、中退等で卒業しなかった場合も記入してください。
 - ◆ 職歴の欄
常勤職員だけでなく、アルバイト、パートや自営業に従事した期間も記入してください。ただし、昼間学生で、夏休み等を利用して短期間アルバイト等に従事した場合は、記入不要です。
 - ◆ 申込日、氏名（自署）は、必ず記入してください。
- ※上記項目について、記入欄が不足する場合は別紙に記載してください（様式自由）

※個人情報については、杉並区個人情報保護条例に基づき、適切に管理しています。
また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

勤務条件（令和5年4月1日現在）

① 給与等

採用区分	給料月額（地域手当含む）	他の手当
I 類	約 225,800 円	期末手当・勤勉手当・通勤手当 扶養手当・住居手当 等

※ 採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

※ 勤務経験等があれば、一定の基準により加算されます。

※ 昇給は、原則として年1回行われます。

② 勤務時間等

原則として午前8時30分～午後5時15分のうち、休憩時間を除く7時間45分勤務

③ 年次有給休暇等

年次有給休暇は年間20日付与されます。（最初の年は、採用月により付与日数が異なります。）

その他に、慶弔休暇（結婚休暇等）、妊娠出産休暇等の休暇制度や育児休業制度があります。

④ 福利厚生

- ・東京都職員共済組合への加入となり、健康保険にあたる短期給付事業や年金にあたる長期給付事業の対象となります。その他、共済組合が行う、健康相談及び健康づくり支援事業や、委託保健施設・保養施設を利用することができます。
- ・特別区職員互助組合の組合員となります。生命保険等の団体扱い保険料の適用が受けられるほか、指定店・指定施設（百貨店、遊園地等）を割引料金で利用することができます。
- ・杉並区職員互助会の会員となります。互助会では各種給付事業や資金貸付事業を実施するほか、文化活動や体育活動を行う様々なサークルが登録されています。
- ・定期健康診断のほか、胃がん・乳がん・子宮頸がん等の各種検診を行っています。

⑤ その他

勤務場所の敷地内は禁煙です。

問い合わせ先

杉並区総務部人事課人事係

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL 03-3312-2111（代表） 内線 1514

杉並区公式ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp/>